

戸塚区ランニングパトロール事業 実施要領

制定 令和6年10月29日 戸地振第770号（区長決裁）

1 目的

普段から戸塚区内をランニングやウォーキングをしている方に、区から支給されるTシャツを身に着けてパトロールを行っていただくことで、犯罪を未然に防止するとともに、防犯ボランティアに携わる方が増加し、地域の体感治安の向上を目的として当事業を実施する。

2 登録資格

戸塚区に在住・在勤・在学の方で、区内でランニングやウォーキングを行っている、満18歳以上の者とする。

3 登録方法

戸塚区ランニングパトロール登録申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、FAX、Eメール、電子申請システムにより地域振興課へ申請するものとする。

4 任期

活動任期の定めはない。転居等で活動を中止する場合は、辞退届（第2号様式）を地域振興課へ提出するものとする。

5 支給物品

登録者にTシャツを支給する。支給品はM/L/LLサイズから選び、一人につき1枚とする。

支給物品が破損、汚損した場合は、登録者は地域振興課へ連絡し新しいものと交換するものとする。

6 活動内容

(1) 前条の規定により支給を受けたTシャツを着用し、ランニングやウォーキングを行う。

(2) 活動中に不審な人物や車両を発見した際は、尾行・確保などは行わず、速やかに110番通報をすること。緊急性が低い場合は、戸塚警察署（045-862-0110）へ連絡すること。

(3) 不審者等が発見した場所など気づいた点を、随時必要に応じて「ランニングパトロール活動報告フォーム」を通じて報告すること。

(4) 必要に応じて、区が実施するアンケートに協力すること。

通常の活動は、(1)のみとし、また活動回数は問わないこととする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定めるものとする。